

2020年2月26日
2020年3月26日更新
2020年4月7日更新
2020年5月11日更新
2020年5月26日更新
2020年6月26日更新

各位

プラウドライフ株式会社

新型コロナウイルスへの感染予防について

新型コロナウイルス感染予防の各種対策につき、当社運営ホームのご入居者及び従業員の安全を確保する観点から、下記の通り必要な対応を継続いたします。なお、ホームが立地する都県等の感染状況によっては、活動自粛等の感染予防策強化を行うことがあります。関係者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、引き続き、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

記

<面会について>

国の緊急事態宣言解除等を踏まえ、7月1日以降、感染予防策を徹底した上でご面会を再開する予定としておりましたが、以下通知の通り、厚生労働省から各事業者に対してご入居者の面会を制限するよう継続して要請されていることから、あらためて慎重に検討した結果、当社運営ホームにおきましても、ご面会の自粛要請を継続させていただくことといたしました。

厚生労働省通知（抜粋）

（面会及び施設への立ち入り）

- 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。

令和2年4月7日「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」より抜粋

<感染予防の各種対策>

■ お客様

- ご家族に対し、不要不急のご入居者へのご面会の自粛要請（原則禁止）。
- ご家族に感染又は濃厚接触が疑われる場合には速やかホームへご連絡いただく旨要請。
- ご家族等の居室フロアもしくは居室エリア内への立ち入りを原則禁止。
- ご面会時の場所、時間、人数等の感染予防策の実施（やむを得ない場合を除く）

- ホーム内共用部のトイレ使用禁止
- ダイニング（食堂）の分散利用及び可能な方の居室内での食事を推奨
- レクリエーション時等のソーシャルディスタンスの極力確保
- 発熱、咳等の風邪症状が続いた場合の居室内でのサービス対応等の検討
- 新規ご入居の受け入れ、および新規ご入居ご検討のための見学の受け入れにつきましては、お客様のニーズを確認させていただいた上で、慎重に対応

<医療機関等ご退院後について>

- 医療機関で使用されていた洋服等の館内持ち込み禁止（事前にご自宅等での洗濯を依頼）
- 医療機関で使用されていた福祉用具、おむつ、介護用品等持ち込みの際の、アルコール等消毒実施
- ご退院後7日間は、可能な限り居室内での生活を願ひし、館内移動の際のマスク着用
- ご退院後7日間は、居室内でのお食事を推奨（食事介助等が必要で、居室内での対応が難しい場合は、食堂の時差利用等を検討）

※ご退院後に退院された医療機関等で院内感染が判明した場合、感染状況等により健康観察期間を延長する場合があります。

■ 来訪者全般（ホームおよび本社）

- 過去14日間に濃厚接触者と直接接触された方の立ち入り禁止
- 厚生労働省の求める、特定の国からの入国後、自宅等での待機の期間に該当する方、及び発熱、咳等症状のある方の立ち入り禁止
- 入館時の手洗い、うがい、マスク着用等の徹底

■ お取引先（同上）

- 物品や書類等の受渡しを、原則として弊社エントランス外にて完結させる
- 新型コロナウイルスの感染者や、感染者との濃厚接触があり得る場合の報告の徹底を要請

■ 弊社従業員（同上）

- 本社従業員については、業務上必須である者以外へのテレワークの推奨
- 勤務開始前の体調確認の徹底
- 発熱や咳などの症状が続く場合は管理者に自己申告、自宅待機を指示
- ホーム内共用部のトイレ使用禁止（職員用トイレがない場合は限定的に利用）
- 「1ケア1手洗い」の徹底。なお、居室内に職員が使用するハンドソープ、ペーパータオル等を設置

なお、今後の社会情勢及び感染状況の変化等に応じ、更に活動の制限、対策の強化を検討いたします。

以上